

神川町不正防止のための内部通報に関する規程

(目的)

第1条 この訓令は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号）の施行に伴い、職員等が知り得た法令違反等に関する本町における内部通報について必要な事項を定めることにより、違法な状態の発生防止又は是正を図り、公正な職務の遂行を確保するとともに、正当に通報した職員等が、不利益な取扱いを受けない旨を定め、もって、公務に対する町民の信頼を確保し、適法かつ公正な町政運営に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 職員等 町職員、会計年度任用職員及び町に対して労務を提供する者をいう。
- (2) 通報 町政運営上の法令違反又は人の生命、身体、財産などに重大な損害を与える行為（以下「違反行為等」という。）が生じ、又はまさに生じようとしていると思料するときに行われる不正防止のための内部通報をいう。

(通報の方法等)

第3条 職員等は、通報書（別記様式第1号）により、次条第1項に規定する通報窓口に通報を行うものとする。

- 2 通報を行う職員等（以下「通報者」という。）は、原則として実名により通報することとし、当該通報者の氏名及び所属部課等、違反行為等の行われた日時及び場所、証拠の状況等を明確にしなければならない。ただし、違反行為等がなされていることが客観的に証明できる資料がある場合は、匿名で通報することができる。
- 3 通報者は、客観的な資料に基づき、誠実に通報を行わなければならない。この場合において、当該通報者は、不正な利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他不正な目的で通報を行ってはならない。

(通報窓口)

第4条 町長は、前条第1項の規定による通報の受付、次条の規定による通報後の措置及び第7条第2項の規定による申出の受付等の事務を行わせるため、総務課に通報窓口を設置する。

- 2 通報窓口においては、通報者の秘密保持に配慮し、通報者の氏名及び所属部課等、並びに通報の内容となる事実を把握するとともに、通報窓口の担当職員は、通報者に対する不利益処分のないこと及び通報者の秘密は保持されることを当該通報者に対

して説明するものとする。

(通報後の措置)

- 第5条 町長は、通報を受理したときは受理した旨を、受理しないときは受理しない旨及びその理由を、通報者に遅滞なく通知しなければならない。
- 2 町長は、通報を受理したときは、第4項の規定により町長以外の任命権者（以下「他の任命権者」という。）が調査する場合を除き、当該通報に係る違反行為等について、速やかに必要な調査を行うものとする。
 - 3 町長は、通報を受けた場合において、当該通報の対象となった職員が他の任命権者により任命された者であるときは、必要に応じて、当該他の任命権者に通報の内容を通知しなければならない。
 - 4 他の任命権者は、前項の規定による通知があったときは、当該通知に係る違反行為等について、速やかに必要な調査を行うものとする。
 - 5 町長及び他の任命権者（以下「町長等」という。）は、必要があると認めるときは、相互に連携して調査を行うものとする。
 - 6 町長等は、調査その他の事務の処理に当たっては、通報者の秘密を守るとともに、通報者が特定されないよう最大限に配慮しなければならない。
 - 7 町長等は、調査の結果必要があると認めるときは、違反行為等を行った職員に対し、処分その他適切な措置を講じるものとする。
 - 8 他の任命権者は、前項の規定により措置を講じたときは、その内容を速やかに町長に通知するものとする。
 - 9 他の任命権者は、第4項から前項までの規定による事務をそれぞれの人事担当課に行わせることができる。

(関係職員等の協力)

- 第6条 職員等は、前条第2項及び第4項の調査に当たっては、これに協力しなければならない。
- 2 前項の規定により調査に協力した職員等は、調査結果が公表されるまでの間は、調査を受けた事実及び調査により知り得た情報を他に漏らしてはならない。

(不利益取扱いの禁止)

- 第7条 通報者は、正当な通報を行ったことによって、いかなる不利益な取扱いも受けないものとする。
- 2 正当な通報を行ったことを理由として不利益な取扱いを受けた通報者は、その旨を第4条第1項に規定する通報窓口に申し出ることができる。
 - 3 第5条第2項から第6項までの規定及び前条の規定は、前項の規定による申出につ

いて準用する。

4 他の任命権者は、前項の規定により準用する第5条第4項の規定による調査が終了したときは、その内容を速やかに町長に通知するものとする。

(調査結果の報告等)

第8条 町長は、通報又は前条第2項の規定による申出を行った通報者に対して、利害関係人の信用、名誉及びプライバシー等に配慮し、調査の結果を報告するよう努めるものとする。

(運用上の注意)

第9条 町長等は、この規程の運用に当たっては、通報者その他関係者の人権が不当に侵害されることのないように十分に配慮しなければならない。

(補則)

第10条 この訓令に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

附 則 (令和7年12月16日訓令第14号)

この訓令は、公表の日から施行する。

別記様式第1号（第3条関係）

厳重取扱注意

通 報 書

整理番号		件 名								
受付日										
受付者										
受付手段	電話	・	ファクシミリ	・	郵便	・	電子メール	・	面会	
通報者	(記名・匿名・仮名)									
連絡先										
連絡方法										
通 報 内 容										
1. 内容を知った年月日										
2. 被通報者及び通報者と被通報者の関係										
3. 法令違反又は法令違反するおそれのある行為の概要										
4. 内容を知った経緯										
5. 内容を裏付ける資料の有無										
6. 通報の理由										
7. 他に内容を知っている人の有無										
8. 上司等との話し合いの有無										
9. 他の行政機関等への連絡又は連絡予定の有無										
10. その他										
備 考										